

「大阪府地域環境活動を広げる府民共同発電補助事業」の審査基準について

1. 審査の考え方

応募のあった本事業の事業計画書について、大阪府環境審議会環境・みどり活動促進部会運営要領第2及び大阪府地域環境活動を広げる府民共同発電事業補助金交付要綱第8条の規定により、大阪府環境審議会環境・みどり活動促進部会において審査を行い、その結果に基づき大阪府が予算の範囲内で事業者を決定する。

2. 審査基準

- ① これまで地域における環境活動を積極的に実施しているか。
- ② 計画している環境活動が、地域環境の保全・創造につながる行動を促すものとなっているか。
- ③ 経費に妥当性があり、かつ計画に実効性があり、景観等の環境面に配慮されているか。
- ④ 太陽光発電導入への波及や府民へのPR効果が期待できる計画となっているか。
- ⑤ 複数の地域団体との連携や、幅広い主体からの協力等、地域に支持された計画であるか。

3. 審査方法

- (1) 審査にあたっては、事務局からの事業計画内容等の説明および部会委員からの質疑等を実施し、その内容を踏まえて行う。
- (2) 応募のあった事業は、上記基準に基づき次の項目ごとに審査及び評価を行う。

審査項目	評価の基準	配点	評価
① 公益的団体の活動状況	・これまで地域における環境活動を積極的に実施しているか。	5	5点：非常に優れている 4点：優れている 3点：概ね認められる 2点：やや不十分である 1点：不十分である
② 事業内容の環境保全・創造への寄与	・計画している環境活動が、地域環境の保全・創造につながる行動を促すものとなっているか。	5	
③ 事業手法の適切性	・経費に妥当性があるか。 ・計画に実効性があり、景観等の環境面に配慮されているか。	5	
④ 波及・PR効果	・太陽光発電導入への波及や府民へのPR効果が期待できる計画となっているか。	5	
⑤ 地域からの支持	・複数の地域団体との連携や、幅広い主体からの協力等、地域に支持された計画であるか。	5	
評価点合計		25	

- (3) 各審査委員の評価点の合計点数の平均値（小数点以下第1位を四捨五入）により事業の順位付けを行い、原則として高得点の事業から上位2事業を採択する。なお、同点となった事業については、部会の審議により順位を決定する。
- (4) 審査の結果、各審査委員の評価点の平均点が、1項目でも1点となった事業、又は、合計で10点未満となった事業は、原則として採択しない。